

医療情報システム運用管理業務委託に関する委託事業者選考審査基準

1 趣旨

本業務委託を実施する事業者を選考するにあたり、最も優れた提案者を優先交渉権者として選出するため必要な事項を定める。

2 選考審査

選考審査は、本業務委託に関する委託事業者選考審査会設置要綱に定める選考審査会（以下、審査会とする。）が行う。

3 提案書及び見積書

宝塚市立病院は、別に定める募集要項に基づく提案書及び見積書を選考対象業者に期日を定め提出を求める。

4 評価基準

別紙詳細項目の実現可能性を踏まえ、書類審査およびプレゼン審査にて採点する。評価は、非常に優れている「5」、優れている「4」、普通「3」、やや劣る「2」、劣る「1」とする。

No.	審査項目	審査基準	係数	評価	配点
1	業務実施方針	・地域拠点病院や救急指定病院でもある当院の医療情報システムの停止が許されないことの理解	2	5 段階評価	10
2	組織・実施体制	・仕様書を的確にふまえた業務遂行能力 ・組織体制や管理責任体制 ・業務従事者の経験、資格、教育等	3		15
3	業務実施方法	・24時間即応体制又はそれに準ずる体制 ・医療現場からの依頼に対する誠意ある対応	2		10
4	受託実績	・医療機関(電子カルテ実施病院)での受託実績	2		10
5	個人情報保護体制	・個人情報保護に対する考え方、体制	2		10
6	当院に対する提案	・当院にとっての有効性 ・業務改善や経営改善につながるような事例	4		20
7	見積書	・最低価格を満点とし、次順位以下は乖離により評価			25
合計			100点		

5 優先交渉権者の決定

プレゼンテーション終了後、当審査会にて評価基準に基づいた採点の上、優先交渉権者を決定する。優先交渉権者は最も高得点のものとする。次に高得点の者を次点交渉権者とする。1位得点者のものが複数あるときは、見積書の評価を除く得点合計が最も高得点のものを優先交渉権者とする。見積書の評価を除く得点合計がなお同得点であれば、委員の多数決をもって優先交渉権者とする。委員の多数決をもってなお決定できない場合は、主宰者がこれを決定する。優先交渉権者には速やかに通知する。なお、総合得点が全体の6割未満の場合は、交渉権者とししない。その結果、交渉権者がいない場合は、再募集も含めて改めて審査会で検討する。